

2016年8月22日

株式会社アートネイチャー

## アートネイチャー、 女性活躍推進法に基づく優良企業「えるぼし」認定を取得

株式会社アートネイチャー(本社:東京都渋谷区 代表取締役会長兼社長:五十嵐祥剛)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下:女性活躍推進法)に基づく優良企業として「えるぼし(2段階目)」の認定を取得しました。

「えるぼし」認定とは、今年4月1日に施行された女性活躍推進法に基づき、届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対し、厚生労働大臣より認定される制度です。認定は、以下の5つの基準によって評価されます。

- 【女性の採用】【女性の継続就業】
- 【労働時間等の働き方】【女性の管理職比率】
- 【女性の多様なキャリアコース】



当社は、「女性の採用」「労働時間等の働き方」「女性の管理職比率」「女性の多様なキャリアコース」の4項目を満たし、2段階目の認定を受けました。また、下記に掲げる一般事業主行動計画においても継続就業や管理職比率に関する数値目標を掲げるなど、さらなる改善強化を図ってまいります。

### <一般事業主行動計画の内容>

計画期間:平成28年4月1日~平成31年3月31日までの3年間

- 目標 ① 女性の平均勤続年数を7年10ヵ月以上とする。(平成27年度末時点で6年9ヶ月)
- 目標 ② 管理職(課長級以上)に占める女性割合を22%以上とする。(平成27年度末時点で19%)
- 目標 ③ 男性の育児休業取得者を対象者の50%以上とする。(平成27年度は7%)

今後も当社は職場環境の整備・意識改革に努め、さらなる女性活躍の推進に取り組み、会社のモットーである『ふやしたいのは、笑顔です。』の実現を目指してまいります。

この件に関する報道関係お問い合わせ  
株式会社アートネイチャー広報部 担当:菅谷  
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-40-7  
TEL:03-3379-3688 HP:<http://www.artnature.co.jp>  
(証券コード:7823)